

南阿蘇村公告第42号

南阿蘇村申請書作成支援システム導入業務に係る事業者の選定を行う  
公募型プロポーザルの実施について

南阿蘇村申請書作成支援システム導入業務に係る事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施します。

令和6年7月26日

南阿蘇村長 吉良 清



1. 業務の名称

令和6年度南阿蘇村申請書作成支援システム導入業務

2. 参加資格等

(1) 参加資格

本業務のプロポーザルに参加できる事業者は、次の要件のすべてを満たすこととする。

①次の各号のいずれにも該当すること。

(ア) 南阿蘇村工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成17年訓令第43号）に基づく指名停止措置を受けていない者。

(イ) 南阿蘇村暴力団排除条例（平成23年条例第5号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等に該当しない者。

(ウ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。

(エ) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた場合は、この限りでない。

②令和元年（平成31年）4月1日から令和6年3月31日までの間で、他の地方公共団体（これらに類する団体を含む。また、本村と同規模程度が望ましい。）から受注した同種又は類似の業務実績を有すること。

3. 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、以下のとおりとする。

項番	内容	期日・期間等
1	公募開始	令和6年7月29日
2	質問書受付期限	令和6年8月9日
3	質問書回答	令和6年8月20日まで
4	参加申込書の提出期限	令和6年8月27日
5	提案書の提出期限	令和6年9月10日
6	デモンストレーション	令和6年9月24日から 令和6年9月27日までの間
7	提案書審査（プレゼンテーション）	令和6年9月30日から 令和6年10月2日までの間
8	受託候補事業者の決定及び通知	令和6年10月8日
9	契約締結	令和6年10月15日
10	システム稼働開始	令和7年2月頃

なお、項番6「デモンストレーション」及び項番7「提案書審査（プレゼンテーション）」開催日時については、申込数の確定後担当者宛にメール等で通知する。

項番10「システム稼働開始」については、各種調整により開始日時のずれが生じる可能性がある。